

UC オイル（廃食用油） リサイクルの手引き

令和7年1月 第2版

農林水産大臣認可（中小企業等協同組合法）

全国油脂事業協同組合連合会

はじめに

世界規模での異常気象が近年大きな問題となり、早魃・水害・超大型ハリケーン等々、人力では防ぎようのない自然災害が頻発しています。日本も例外ではなく、今まで経験したことのない竜巻や集中豪雨、雪のない冬などの現象を我々は目の当たりにしています。これらは地球環境が確実に変化していることの現れではないでしょうか。

大気中の二酸化炭素量の増加による地球温暖化や気候変動が緊急の問題として取り上げられてから数十年が経ちます。化石燃料依存によるエネルギー事情、近代化による暮らしの変化、利便性を追求した結果おこる使い捨て経済、これらの問題に今対処しなければ、この先、人類が安泰に暮らせる地球環境を持続させることが出来ないと我々は考えます。

全国油脂事業協同組合連合会は、廃食用油（以下 UC オイルという。）の適正処理とリサイクルを通じて地球環境保護に貢献するべく、UC オイルの処理方法の確立やリサイクル用途の開拓に努力してまいりました。

ここ数年ではカーボンニュートラルという考え方の元、燃料用としての需要が増加しています。化石燃料代替としてのバイオディーゼル燃料を始め、持続可能な航空燃料(以下 SAF とする)も注目を集めています。

ところが最近、UC オイルに対する間違った情報が広がっており、この影響による不適正な取り扱いが懸念されております。これまでに構築された環境負荷が少なく適正なリサイクルシステムが破壊され、悪貨が良貨を駆逐するような現象が起こっています。

適正なリサイクルシステムとは、関連する法令『廃棄物の処理および清掃に関する法律』（以下、廃棄物処理法とする：参考資料①）や『産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可』などに基づいて回収および処理されることです。

適正なリサイクルシステムを認識していただくべく、このたび「UC オイル（廃食用油）リサイクルの手引き」を再編集し、刊行する次第でございます。本書をご参考に、環境負荷を抑えた正しいリサイクルが遂行されることを切願いたします。

全国油脂事業協同組合連合会

目次

1.	廃食用油(UC オイル) の位置づけ	1
2.	排出事業者の責務	4
3.	排出事業者の注意点	5
4.	マニフェストについて	7
5.	収集運搬業者の責務	9
6.	収集運搬業者の注意点	10
7.	処分（中間処理）業者の責務	11
8.	処分（中間処理）業者の注意点	12
9.	今後の UC オイルのリサイクル	14
	参考資料①---廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	15
	参考資料②---行政処分の指針について（抜粋）	17
	環境省通知および Q&A（抜粋）	20

1. 廃食用油（UC オイル）の位置づけ

○廃食用油（Used Cooking Oil=UC オイル）とは

飲食店や食品工場で使用済みまたは賞味期限切れなどで廃棄された食用油を世界的に「UC オイル」という。

※通称：UCO とも表現される。

○事業系の UC オイルは産業廃棄物としての取り扱いを

事業を行う上で発生する UC オイルは取引形態や取引金額によってその性状が変わるものではないため、その取扱いについては廃棄物処理法に基づいたルールの中で行われなければ不法投棄や水質汚濁につながる可能性が高い。

UC オイルを適正に処理したものは再生油脂と呼ばれ、安心して使える資源として広く認知されている。しかし、不純物の除去や水分の除去等の処理を終えていないものは、いかに有価で取引されているとしてもその性質上、廃棄物としての取扱いが必要である。

また、バイオディーゼル燃料や SAF などについては、現在主流となっている技術では飽和脂肪酸量の調整や水分・天カス等異物除去の処理が必要であり、飲食店等から排出されたままの状態では原料として不十分なことから、たとえ有価で買い取られていたとしても、上記で示したとおり**事業系の UC オイルは産業廃棄物としての取扱いが必要**と考えられる。

○廃棄物と有価物の判断基準

資源として再利用できるものには廃棄物ではなく、有価物として取り扱われる場合がある。廃棄物、有価物の判断基準は環境省により示されている。

廃棄物の該当性の判断については、法の規制の対象となる行為（排出・収集運搬・中間処理・リサイクル）ごとにその着手時点における客観的状況から判断(総合判断説)することとなっている。

- ア. 物の性状
 - イ. 排出の状況
 - ウ. 通常の見取扱い形態
 - エ. 取引価値の有無
 - オ. 占有者の意思
- (参考資料②を参照)

○事業系の UC オイルはリサイクルの優等生

令和3年度において、国内食用油の年間消費量は約250万トンで、UCオイルの年間発生量は約50万トンと推定される。このうち、外食産業、食品工業などの事業系から排出されるものは約40万トンあり、長年に亘って当業界により殆どが回収され、中間処理施設(再生工場)で精製・調整することで、資源のリサイクルにも大きく貢献している。

仕向先は、主に以下となっている。

- ・ 飼料用原料 …約5割 (主にブロイラー用飼料原料)
- ・ 国外燃料用原料…約3割 (バイオディーゼル燃料、SAF など)
- ・ 工業用原料 …1割強 (脂肪酸、石鹼、塗料、インキなど)
- ・ 国内燃料用原料…1割未満 (バイオディーゼル燃料、ボイラー燃料など)

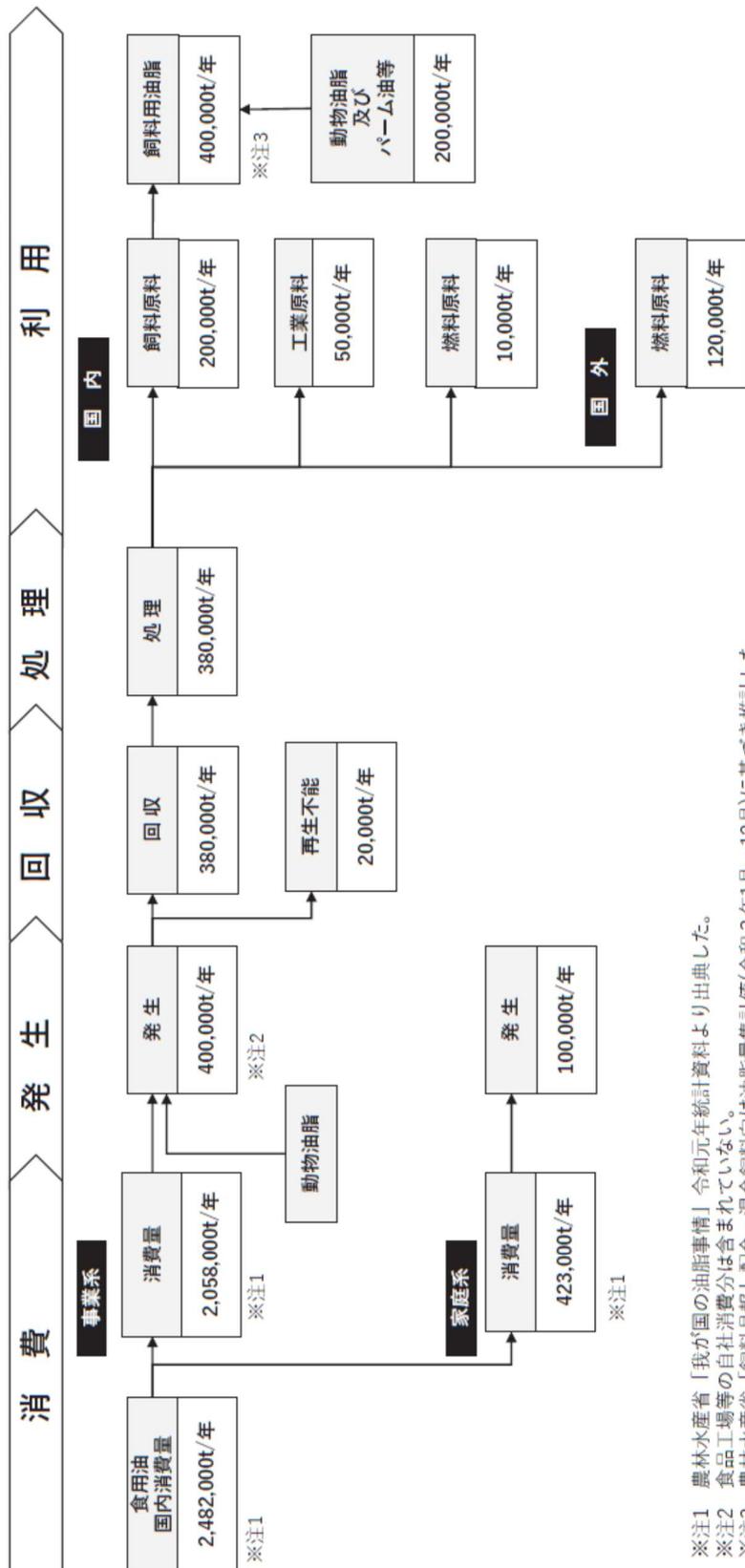
今後については国策として注目されている SAF をはじめ、国内バイオ燃料の原料として新規需要がみこまれている。(リサイクル用途については別紙3を参照)

●UCオイルのリサイクルフロー●



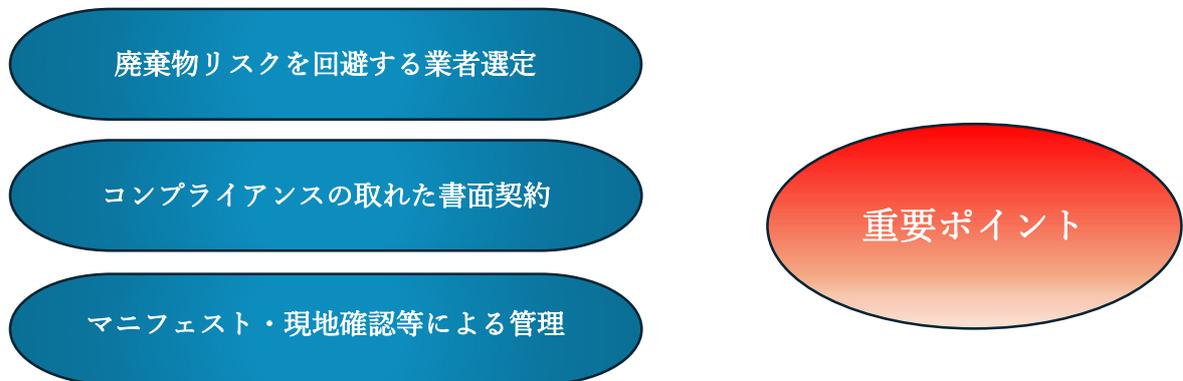
UCオイルのリサイクルの流れ図(令和3年度版)

令和4年4月
全国油脂事業協同組合連合会作成



※注1 農林水産省「我が国の油脂事情」令和元年統計資料より出典した。
 ※注2 食品工場等の自社消費分は含まれていない。
 ※注3 農林水産省「飼料月報」配合・混合飼料向け油脂量集計値(令和3年1月～12月)に基づき推計した。
 ※その他の数値については、当連合会による実態調査等情報収集による総合的判断に基づき推計した。

2. 排出事業者の責務



○委託契約に当たっての委託基準の遵守（許可業者への委託）

事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、政令で定める委託基準（※）に従わなければならない。

※他人の産業廃棄物の処理を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業範囲に含まれるものに委託しなければならない、委託契約は電子又は書面により行わなければならない等

○委託した場合の最終処分までの注意

事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置（※）を講ずるよう努めなければならない。

※許可業者に対し処理を委託する際に適正な処理料金を負担する場合や、不適正処理が行われる可能性を知った際に処理委託や廃棄物の引渡しを中止する等

○管理票（マニフェスト）交付義務

産業廃棄物の処理を委託する事業者は、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。

管理票交付者は、一定期間内に運搬又は処分が終了した旨を記載した管理票の写しが送付されてこない場合は、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、適切な措置（※）を講じなければならない。

※不法投棄等の不正処理が行われていれば、産業廃棄物の処理委託や引き渡しを中止する、適正処理を行うための措置、周辺的生活環境を保全するための措置等

※マニフェストは紙マニフェストが主流であったが、現在は電子マニフェストの普及が進んでいる。 ※詳細は【4. マニフェストについて】の項目を参照

3. 排出事業者の注意点

○契約時

- ・廃棄物情報の通知
- ・適切な許可業者（処分・収集運搬）の選択
- ・廃棄物処理法に基づいた書面による委託契約

産業廃棄物を排出するものは、その性状、有害物の有無、排出量等必要な情報を処理業者に通知しその処理を委託する。

まず、どの処分方法で処理をするかを決め、そこでどの業者に処分及び収集・運搬を委託するかを決めるとともに、それぞれの業者と委託契約を結ぶ。

UC オイルの処分は、中間処理業（再生事業者）の許可業者により、その許可を有する場所で処理をしなければならない。処理方法は再生、焼却、油水分離等の方法があるが、最終処分先（リサイクルの場合も用途と出荷先）を把握する必要がある。リサイクル用途によっては需要が不安定なものもあることから、排出者が処理場を選択する場合の基準として、確実にその使用用途が安定かつ処理工程にコンプライアンスの取れるものを選択することが必要である。さらに、許可証に明記された処理能力を超えて処理することは違法行為であるため、処理場について詳しく調査した後に委託することも排出者の義務である。

※委託基準違反の事例：無許可営業

- ・無許可営業とは、都道府県や政令市の許可を得ずに廃棄物の収集・運搬・処分することです。
- ・無許可で廃棄物処理業を営業した場合、廃棄物処理法第 25 条 1 項 1 号の定めに従い、5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

出典：e-Gov 法令検索

『廃棄物処理及び清掃に関する法律（第 25 条の 1・第 32 条の 1）』

○排出時

- ・品質の保持
- ・マニフェストの運用

UC オイルはリサイクルしているため、次の事項に注意すること。

- ▶UC オイルには水や交雑物また異物などを含まないように注意する。
- ▶UC オイルは食用油脂以外のものが残っていない清浄な容器に、蓋をして保管する。
- ▶UC オイルの保管容器は定められた場所に他の廃棄物などと区分して保管する。また、保管場所のそばに機械油などの鉱物油を置かない。
- ▶UC オイルの保管容器は外部から異物が混入しないように屋内で保管する。屋外で保管する場合はシートなどで覆いをするか、専用のタンクなどの密閉容器を用いる。
- ▶廃棄物の管理責任者を定め、常に保管・管理及び処分が確実に実施されるようにする。

●確認ポイント

☆マニフェストによる最終処分完了の確認

☆処分場の現地確認

4. マニフェストについて

○マニフェストとは

- ・廃食用油（産業廃棄物）の処理を委託する場合はマニフェストを使用することが法律で義務づけられている。

○マニフェストの種類

- ・マニフェストには紙製のものと電子版がある。

【紙マニフェスト】

産業廃棄物管理票（廃食用油専用マニフェスト）A票			
交付年月日	〒 〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区 〇〇-〇-〇	交付番号	0001914649
事業者	氏名又は名称 〇〇フード(株) 住所 〒000-0000 電話番号 000-0000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	排出事業者	氏名 江古太郎 名称 〇〇レストラン △△店 所在地 〒000-0000 電話番号 000-0000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
産業廃棄物	種類 廃食用油 数量(及び単位) 50 kg	再資源化	〇 斗缶 □ ドラム缶 □ ローリー □ ペール缶 処分方法：再生（原料用油脂化）
中間処理 事業者	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 標準記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり	最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 当欄記載のとおり
運搬委託者	氏名又は名称 〇〇油脂(有) 住所 〒000-0000 電話番号 000-0000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	運搬先 先分の事業者 名称 △△製油(株) △△工場 所在地 〒000-0000 電話番号 000-0000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	積込 又は 保 管 管
処分委託者	氏名又は名称 △△製油(株) 住所 〒000-0000 電話番号 000-0000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	積込 又は 保 管 管	名称 所在地 〒 電話番号
運搬担当者	氏名 〇〇油脂(有) 環境次郎	受領印	運 搬 日 年 月 日
処分担当者	氏名	受領印	有 効 性 質 量 物 量 (及 び 単 位)
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 △△製油(株) △△工場 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 tel 000-000-0000	最終処分 日 年 月 日	平成 年 月 日
発行元：全国油脂事業協同組合連合会			

○入手方法

- ・全国油脂事業協同組合連合会では、他の産業廃棄物と異なった性質をもつ UC オイルを適正にリサイクルするために、明確さと簡便性を備えた独自の紙マニフェストを作成・販売しております。当連合会が発行している複写式の産業廃棄物管理票（廃食用油専用マニフェスト）は、全国油脂事業協同組合連合会会員より入手できます。

ご不明な点や会員のご紹介については下記までお問合せください。

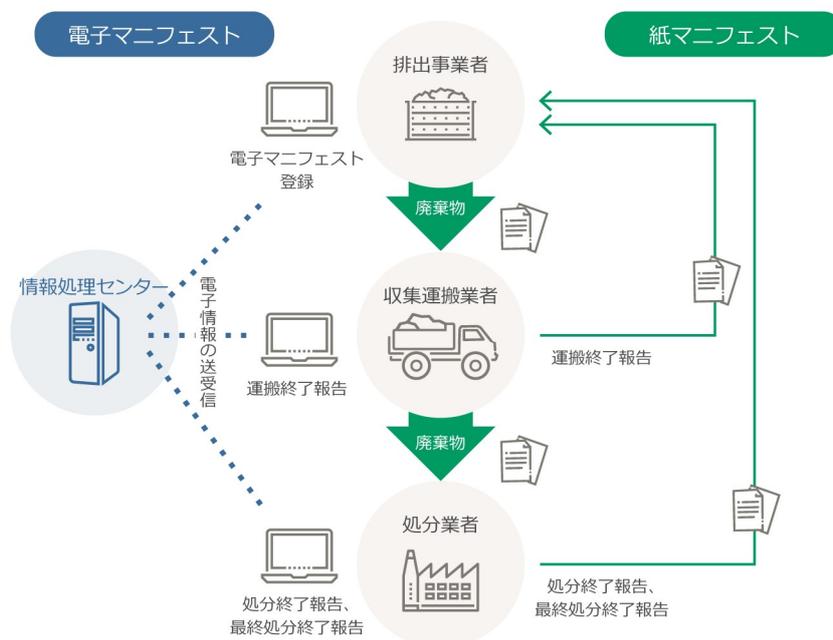
問い合わせ先：

全国油脂事業協同組合連合会

電話番号(03) 6284-4977 FAX 番号(03) 6284-4978

(〒113-0034) 東京都文京区湯島 3-6-1 全国家電会館 3F

【電子マニフェスト】



○利用方法

- ・電子マニフェストは紙で保管する必要がなく、紙に比べ管理の利便性が高いことが特徴です。

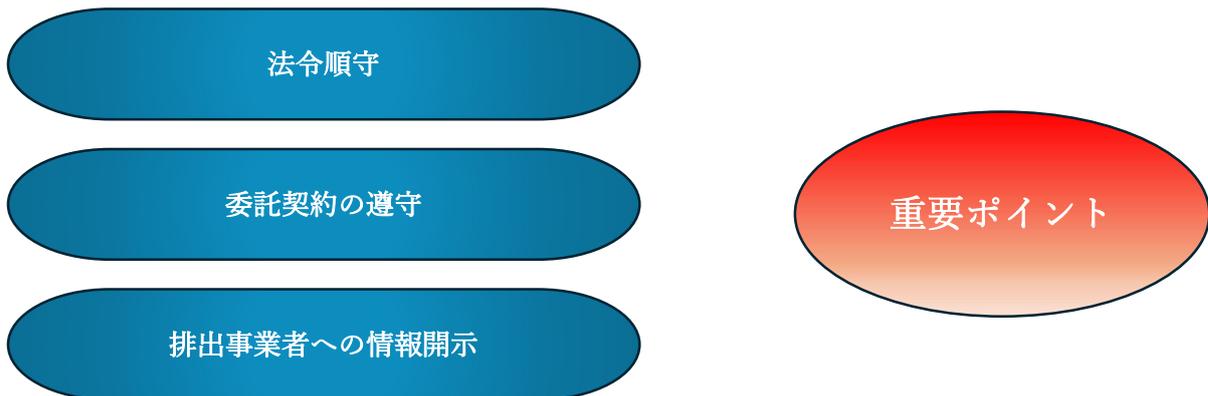
利用するためには JWNET への登録が必要となります。

詳細については電子マニフェストの運用元である JWNET の HP より『電子マニフェストとは』をご参照ください。

5. 収集運搬業者の責務

収集運搬業者とは、産業廃棄物を排出元から処理場まで運搬することを業とする業者である。

また、排出元から処理場まで一度に運搬できない場合などに一時保管をする場所を持つ積み替え保管を有する業者もいる。



○産業廃棄物収集運搬業許可の取得

- ・ UC オイルの収集・運搬については、廃棄物処理法に定められている通り、排出者が自ら運ぶ場合を除き、排出される場所（積む場所）と処理される場所（下ろす場所）の都道府県知事、政令都市の場合は市長の認めた収集・運搬業者でなければならない。処分場に持ち込む前に一時保管する場合は保管場所のある都道府県もしくは政令市の「積み替え保管」の許可がある場所でなければならない。

○委託契約の実行

- ・ 収集・運搬業者は廃棄物を排出者の定めた処理場に持ち込むことが義務付けられているため、自ら処理場を選択したり勝手に売買したりすることは法律で禁止されている。

○登録車両の使用

- ・ 廃棄物を運搬する場合、その車両は登録されたものでなければならない。また、車両の両側に『産業廃棄物収集・運搬車両』と明記し、社名・許可番号も同時に記載しなければならない。

○マニフェストの運用

- ・ 産業廃棄物を収集・運搬する際には必ずその積む場所と下ろす場所の許可証のコピーを携帯しなければならない。また、紙のマニフェストを使用している場合は廃棄物と一緒に流通させなければならない。

6. 収集運搬業者の注意点

○回収時

- ・ 廃棄物処理法に基づいた電子又は書面による委託契約
- ・ マニフェストの運用
- ・ 混入物の有無を確認

収集運搬を受託する際は廃棄物処理法に定められているように排出事業者と契約を締結し、マニフェストを用いること。

回収業者は排出事業者に対して異物が混入しないよう注意を喚起するとともに、回収（収集運搬）段階において異物、特に鉱物油が混入しないよう細心の注意を払うこと。また目視等により異物の混入のないことを確認すること。

○運搬時

- ・ 登録車両の使用
- ・ 流出・飛散の防止

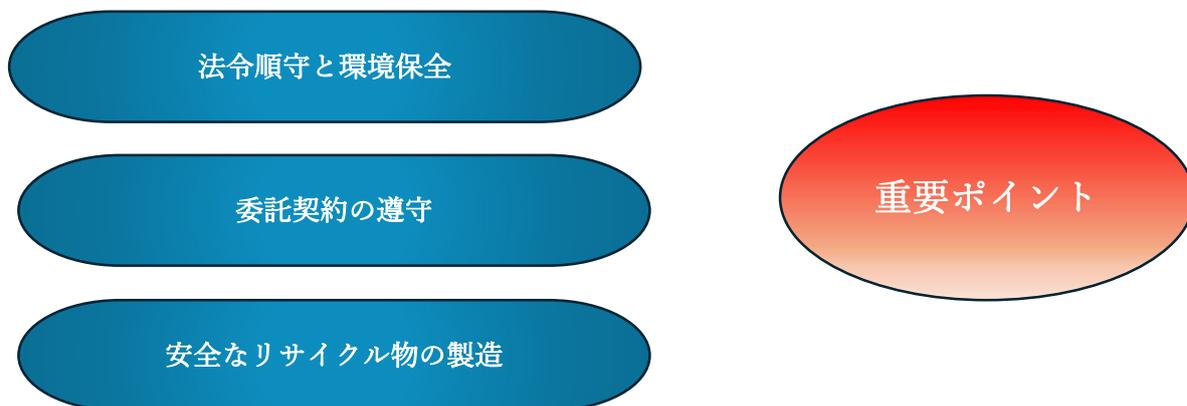
○搬入時

- ・ 契約によって定められた処分場への搬入。
- ・ トレーサビリティの確保

トレーサビリティの確保のため、何時、どこから、どの位、どのような種類のものを回収し、どこの処分場（中間処理業者）に納品したかなどについて記録・保管すること。

7. 処分（中間処理）業者の責務

処分(中間処理)業者とは、産業廃棄物を排出者から委託された廃棄物を受け入れて処分をする業者である。



○産業廃棄物処分（中間処理）業許可の取得

- ・ UC オイルの処分については、中間処理業の許可業者により、その許可を有する場所で処理をしなければならない。

○委託契約の遵守

- ・ 委託契約書面に沿った処理を実行しなければならない。排出事業者の同意なく再委託や再生用途の変更を行えない。

○適正処理と環境保全

- ・ 委託を受けた廃棄物を処理する際には、排水・大気汚染などの環境影響や環境負荷を最小限に抑える努力と、委託者の意向に沿った処理を心がけ、処理能力を超えた廃棄物を受け入れてはならない。

○二次廃棄物の適正処理

- ・ 処理工程において不要なものは、中間処理業者の排出する産業廃棄物として責任を持って適正処理をする。

○マニフェストの運用

- ・ 廃棄物処理法にそって、電子または紙マニフェストを使用し、最終処分完了を排出事業者へ通知しなければならない。

8. 処分（中間処理）業者の注意点

【各用途共通】

- ・回収（収集運搬）段階及び再生（中間処理）段階において異物、特に鉱物油が混入しないよう細心の注意を払うこと。また目視等により異物の混入のないことを確認すること。
- ・油脂の保管にあたっては、異物が混入しないような容器や倉庫を用い、可能な限り施錠すること。
- ・トレーサビリティの確保のため、何時、どこから、どの位、どのような種類のものを受け入れ、どこに出荷したかなどについて記録・保管すること。
- ・排出事業者・収集運搬業者と定期的に情報交換を行い、油脂の種類、有害物質、品質、規格等について支障が生じないような回収方法を検討すること。
- ・油脂を分類収集し、販売に際しては利用可能な用途を明示して販売すること。○利用用途別の関係法令・取り扱いマニュアルなどを遵守する。

○飼料用原料

- ・飼料安全法に基づき以下のことを行う。
 - ・飼料製造業者の届出、動物性油脂の表示、トレーサビリティの確保
 - ・PCB等有害物質及び酸価等の品質についての定期的な検査
 - ・成分規格（不溶性不純物）に適合することの確認
 - ・家庭から排出（回収）されたUCオイルは飼料用に使用しない

○工業用原料

- ・脂肪酸や石鹼などの原料として使用される。主な特徴は以下となる。
 - ・原料の組成により動物系、植物系と分かれている。
 - ・他の用途に比べて細かい選別が必要となる場合がある。
 - ・規格は一定の目安があるものの、用途や需要先によりそれぞれ決められている。

○燃料用原料

- ・水分や不純物を除去した上で使用され、主にバイオディーゼル燃料やSAFの原料として使用される。
- ・動物性油脂は飽和脂肪酸が多く、粘性が高いことから使用に向かないため、混入は極力抑える必要がある。
- ・製造時に発生する廃グリセリンや排水処理の出口経路を確保する。

▶バイオディーゼル燃料 (Bio Diesel Fuel)

化石燃料代替として主に自動車や船舶などに使用される。

▶S A F (Sustainable Aviation Fuel)

持続可能な航空燃料、飛行機の代替燃料として使用される。

9. 今後の UC オイルのリサイクル

これまで UC オイルは飼料用原料を中心としてリサイクルされてきました。特にブロイラーと呼ばれる肉養鶏の成長に大きく貢献し、日本の食糧事情の下支えをしてきました。現在でも、発生量の半数近くは飼料用原料として使用されております。

近年、UC オイルは SDG s の広がりとともに CO2 削減に有効な資源として、その価値が再確認されております。国内ではバイオディーゼル燃料、ボイラー燃料の原料として、海外ではバイオディーゼル燃料、SAF の原料として需要が高まっております。

しかし、価値の高まりとともに、廃棄物でありながら一部では取り合いが発生しております。その要因として、収集運搬や処理の許可を持たない業者が回収するという事案が出てきており、本紙でもご説明の通り、無許可業者での処理は廃棄物処理法に抵触する恐れがあります。場合によっては不法投棄など排出者業者責任を追及される可能性もあり、許可を持つ業者へ委託することで適正な処理を行うことが大切です。

一方、需要の高まりに反して、UC オイルの発生量は減少しております。背景として食用油の高騰、少子高齢化、健康志向などにより使用量が減少していることが挙げられます。UC オイルは産業廃棄物を原料としていることから発生量には限りがあります。

2023 年 3 月に『JAS0028 廃食用油のリサイクル工程管理』が制定されました。認証を取得する業者が増えていくことが予想され、これまでの『リサイクル品』から『規格化された製品』へと変わっていくことで、より有効な資源として活用できるようになっていくことが予想されます。

このように限られた資源である UC オイルを有効活用していくために、適正な業者に依頼し、適正に処理、リサイクルしていくことが大切です。全油連として、資源の有効活用に貢献できるよう全組合員が共通認識のもと、適正処理に取り組んでまいります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、プラスチック類その他政令で定める廃棄物

(国内の処理等の原則)

第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理

(事業者の処理)

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

- 5 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(産業廃棄物管理票)

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

行政処分 の 指針 について (通知) (抜粋)

環 廃 産 発 第 1303299 号 平 成 25 年 3 月 29 日

環 境 省 大 臣 官 房 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 対 策 部 産 業 廃 棄 物 課 長 通 知

4 事 実 認 定 について

(2) 廃 棄 物 該 当 性 の 判 断 について

① 廃 棄 物 と は、 占 有 者 が 自 ら 利 用 し、 又 は 他 人 に 有 償 で 譲 渡 す る こ と が で き な い た め に 不 要 と な っ た も の を い い、 こ れ ら に 該 当 す る か 否 か は、 そ の 物 の 性 状、 排 出 の 状 況、 通 常 の 取 扱 い 形 態、 取 引 価 値 の 有 無 及 び 占 有 者 の 意 思 等 を 総 合 的 に 勘 案 し て 判 断 す べ き も の で あ る こ と。

廃 棄 物 は、 不 要 で あ る た め に 占 有 者 の 自 由 な 処 理 に 任 せ る と ぞ ん ざ い に 扱 わ れ る お そ れ が あ り、 生 活 環 境 の 保 全 上 の 支 障 を 生 じ る 可 能 性 を 常 に 有 し て い る こ と か ら、 法 に よ る 適 切 な 管 理 下 に 置 く こ と が 必 要 で あ る こ と。 し た が っ て、 再 生 後 に 自 ら 利 用 又 は 有 償 譲 渡 が 予 定 さ れ る 物 で あ っ て も、 再 生 前 に お い て そ れ 自 体 は 自 ら 利 用 又 は 有 償 譲 渡 が さ れ な い 物 で あ る こ と か ら、 当 該 物 の 再 生 は 廃 棄 物 の 処 理 で あ り、 法 の 適 用 が あ る こ と。

ま た、 本 来 廃 棄 物 た る 物 を 有 価 物 と 称 し、 法 の 規 制 を 免 れ よ う と す る 事 案 が 後 を 絶 た な い が、 こ の よ う な 事 案 に 適 切 に 対 処 す る た め、 廃 棄 物 の 疑 い の あ る も の に つ い て は 以 下 の よ う な 各 種 判 断 要 素 の 基 準 に 基 づ い て 慎 重 に 検 討 し、 そ れ ら を 総 合 的 に 勘 案 し て そ の 物 が 有 価 物 と 認 め ら れ る か 否 か を 判 断 し、 有 価 物 と 認 め ら れ な い 限 り は 廃 棄 物 と し て 扱 う こ と。 な お、 以 下 は 各 種 判 断 要 素 の 一 般 的 な 基 準 を 示 し た も の で あ り、 物 の 種 類、 事 案 の 形 態 等 に よ っ て こ れ ら の 基 準 が 必 ず し も そ の ま ま 適 用 で き な い 場 合 は、 適 用 可 能 な 基 準 の み を 抽 出 し て 用 い た り、 当 該 物 の 種 類、 事 案 の 形 態 等 に 即 し た 他 の 判 断 要 素 を も 勘 案 す る な ど し て、 適 切 に 判 断 さ れ た い こ と。

ア 物 の 性 状

利 用 用 途 に 要 求 さ れ る 品 質 を 満 足 し、 か つ 飛 散、 流 出、 悪 臭 の 発 生 等 の 生 活 環 境 の 保 全 上 の 支 障 が 発 生 す る お そ れ の な い も の で あ る こ と。 実 際 の 判 断 に 当 た っ て は、 生 活 環 境 の 保 全 に 係 る 関 連 基 準 (例 え ば 土 壌 の 汚 染 に 係 る 環 境 基 準 等) を 満 足 す る こ と、 そ の 性 状 に つ い て J I S 規 格 等 の 一 般 に 認 め ら れ て い る 客 観 的 な 基 準 が 存 在 す る 場 合 は、 こ れ に 適 合 し て い る こ と、 十 分 な 品 質 管 理 が な さ れ て い る こ と 等 の 確 認 が 必 要 で あ る こ と。

イ 排 出 の 状 況

排 出 が 需 要 に 沿 っ た 計 画 的 な も の で あ り、 排 出 前 や 排 出 時 に 適 切 な 保 管 や 品 質 管 理 が な さ れ て い る こ と。

ウ 通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、占有者と取引の相手方間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥（汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿等を中間処理（堆肥化）した物）、建設汚泥処理物（建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物）等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常取扱い、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなおかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者が処分後に生じた中間処理産業廃棄物に対して更に処理を行う場合には産業廃棄物処理業の許可を要するところ、中間処理業者が中間処理後の物を自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを含めて、総合的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

- ② 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。例えば、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可の要否においては、当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものであること。

規制改革通知に関する Q&A 集（抜粋）

環廃産発第 050325002 号 平成 17 年 3 月 25 日

改正：平成 25 年 3 月 29 日

平成 25 年 6 月 28 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

I Q&A の趣旨

本 Q&A は、平成 17 年 3 月 25 日付け環廃産発第 050325002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知（以下「規制改革通知」という。）の運用に当たっての一般的な考え方を示したものである。

Q9.再生利用が予定されている産業廃棄物について、再生利用の入口となる、引渡し（輸送）の過程で廃棄物処理法の規制を及ぼすのは、円滑なりサイクル市場の発展を阻害するのではないか。

A. 廃棄物処理法が他人に有償で売却することができない物を廃棄物としてとらえて規制を及ぼしているのは、たとえそれが他者に引き渡した後に再生処理等により有償で売却できるものになるとしても、今その物を占有している者にとって不要である場合、ぞんざいに扱われ生活環境保全上の支障を生じるおそれがあることによるものである。

このように、廃棄物について、いずれ有償売却されることや再生利用されることを理由に廃棄物処理法の規制を及ぼさないことは不適切であり、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となるまでは、廃棄物処理法の規制を適用する必要がある。

Q10.ガソリンスタンドや自動車整備工場、各種工場から排出される廃油（廃潤滑油等）の大部分は、廃油再生業者によって回収され、燃料として再生利用されている。排出事業者と廃油再生業者との間の取引は、回収量や運搬距離によっては廃油再生業者が排出事業者に対して適正な対価を支払う有償取引が一部行われることもあるが、再生利用が困難な有害物を含有する可能性があることなどから、廃油取引市場一般としては有償取引が行われているとは言い難い状況にある。こうした状況においては、廃油（廃潤滑油等）の回収行為について産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があるか。

A. 一回の取引のみで有償性を判断するのではなく、当該事業者の事業全体で有償取引が行われていると認められない限りは、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要がある。

Q11.有償で譲り受ける者が占有者となる時点以前についての廃棄物該当性はどうか。例えば収集運搬については、輸送費が売却代金を上回っている場合には産業廃棄物の収集運搬と判断されるのか。

A. 取引価値を有すると判断するための基準として、本通知において示した「行政処分の指針」においては「客観的に見て当該取引に経済的合理性があること」としているが、販売価格より運送費が上回ることのみをもってただちに「経済的合理性がない」と判断するものではなく、「行政処分の指針」第1の4(2)①エに従い判断する必要がある。

なお、廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとに、その着手時点における客観的状況から、物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があるものであり、引渡し側から譲り受ける者までの間の収集運搬についても、上述の総合的な判断が必要である。

Q12. 再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が、引渡し側の排出事業場等に譲り受ける物を引取りに行く場合、「再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点」は譲り受ける者が当該物の引渡しを受けた時点と解してよいか。

A. お見込みのとおり。ただし、本通知は、有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないことを示したのであり、当該時点以降の廃棄物該当性の判断については、本通知中の2及び3で示したとおり行うものである。

参考資料①

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 昭和四五年法律第百三十七号
昭和45年12月25日

<https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000137/>

参考資料②

- ・環廃産発第 1303299 号 平成 25 年 3 月 29 日 行政処分の指針について（通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k040.pdf>

- ・規制改革通知に関する Q&A 集 平成 17 年 7 月 4 日

<https://www.env.go.jp/content/900532258.pdf>

2007 年 3 月 初版発行

2025 年 1 月 第 2 版発行